

環境福祉常任委員会

◎時任 英寛 〇宮本 明彦 徳田 修和 中村 満雄 植山 利博
今吉 歳晴 蔵原 勇 宮内 博

産業建設常任委員会

◎下深迫孝二 〇前島 広紀 木野田 誠 中馬 幹雄 厚地 覺 新橋 実
常盤 信一 岡村一三

＜審査した議案・陳情＞

議案 第61号	霧島市工場等立地促進に関する条例の一部改正について	全会一致で可決
議案 第62号	霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	全会一致で可決
議案 第67号	財産の処分について	全会一致で可決
議案 第68号	財産の処分について	全会一致で可決
議案 第72号	損害賠償の額を定め和解することについて	全会一致で可決
議案 第73号	損害賠償の額を定め和解することについて	全会一致で可決
陳情 第2号	陳情書（霧島神宮台別荘地に関する給湯について）	継続審査

＜審査した議案＞

議案 第60号	霧島市印鑑条例の一部改正について	賛成多数で可決
議案 第74号	和解することについて	全会一致で可決

霧島市印鑑条例の一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、平成28年1月1日から個人番号カードが交付される。当該カードの中の「利用者証明用公的個人認証アプリケーション」を利用することで、コンビニエンスストアでも各種証明書の交付を受けるサービスを実施できるように、市民の利便性が向上する。そのサービスを利用可能にするため条例の改正を行うものとの説明。

問 現在の自動交付機は、個人番号カードも使用可能か。またコンビニエンスストアでの各証明書の手数料及びコンビニエンスストアへの手数料はいくらか。

答 自動交付機は市民カード対応であり、個人番号カードの使用はできない。この自動交付機はリース期限を迎えるため

廃止の検討を行っている。コンビニエンスストアでの各種証明書の発行手数料は、現行条例・規則に基づき窓口の手数料と同額としている。また、コンビニエンスストアへの手数料は全証明1件123円である。

▼今回の改正は、法律との整合性を図ったものである。利用者の利便性向上の反面、それに伴うリスクも生じる。本市では、各情報ごとに所管を分けて管理を行っているが、情報漏えいなど、不測事態の責任の所在の明確化、一元化が必要等との意見がありました。

▼マイナンバー制度は行政事務の改善の目的を示しながら、個人資産の国の関与、重要な個人情報管理・保護のリスクなど様々な議論が尽くされておらず、国民の半数が本制度の実施内容を理解しないまま、実施することには大きな問題があるとの反対討論がありました。

和解することについて

霧島市敷根清掃センターの東側に位置する本市所有の山林の立木が無断伐採されたことに関し、伐採した相手方が本市の損害賠償請求に全面的に応じることから和解をしようとするもの。水切り排水、倒木防止、崩土防止、法面保護の作業は完了させたとの説明。

問 無断伐採に至った理由、損害賠償の算定根拠はなにか。

答 市有地奥の民有林伐採のため、重機搬入路・作業路として無断伐採したとのことである。伐採立木については検証が困難なため、隣接山林の立木の状況で推計した。スギ・ヒノキが80㎡に17本と算定し、面積513㎡、立木約109本で積算した。木材の取引単価は立方メートルであるが、公共用地取得の立木補償の方式である平方メートル単価での交渉とした。

所管事務調査より

▼本件は、市所有の山林に隣接する地権者からの通報で発覚している。無断伐採について、市当局が把握できていないことは問題であるとの意見が出されました。

▼山林伐採についての届出・協議等は農林水産部所管である。専門的知識を有する部署に所管変更することで、財産管理体制の強化につながるとの意見が出されました。

平成26年5月9日を初回に、鹿児島湾奥の水質調査と本市内の河川の水質浄化対策について所管事務調査を行いました。当委員会では最終的に行政に対し、「干潟の保全、海水域及び河川等公用水域の水質の保全は県の所管であるが、市においても研究・調査・情報発信について積極的に取り組むべきである。また、海水域の汚染等を防ぐためには上流域の河川の水質保全、森林等の保



小浜海岸での調査

全が必要であり、それについては市の所管である。本市の河川の水質調査結果など、現状の正確な情報開示と分析を行うべきである」「下水道事業、合併処理浄化槽推進事業、森林整備事業等の事業推進によって、総合的な水質浄化の数値向上に貢献できると考える。下水道への接続、合併浄化槽への転換を一体的に進めるために、総人口比による生活排水処理率の監視とともに、事業所、行政施設等も含めた個別建築物の生活排水処理率の把握や組織機構の再編も必要との意見や現在の助成制度を拡充する方策を検討すべきである」などの提言をしました。

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

建築後50年から63年を経過している木造住宅について、耐用年数を大幅に超過し、老朽化が著しいことから、用途廃止を行い解体しようとするものである。今回の用途廃止は、霧島市公営住宅等長寿命化計画で7団地が用途廃止、6団地が建替・非現地建替・次期建替の団地として位置付けている。解体後は、その敷地全体が更地となった場合は土地の売却も行う予定であるとの説明。

問 今回示された市営住宅の一部は、空き家危険住宅ではないか。火災でも発生すれば周囲に迷惑をかける。草刈いなどの管理をするべきではないか。

答 基本的には自治会にお願いしているが、入居者がいないところについては解体まで市で管理していく。

問 解体後、本市の公営住宅数は4663戸となるが、今後の用途廃止の予定及び、年次の解体数はどれくらいか。

答 現在、政策的空き家が200戸以上あり解体する準備をしている。今年度は26戸、来年度以降は倍以上を予定している。

工場立地等促進に関する条例の一部改正について

企業誘致を取り巻く環境は、地域間競争が一段と激化してきていることから、本市への企業誘致を有利に進めるためには、補助金等の優遇制度の内容拡充が必要になってきている。その一環として今回、郵便業を新たに対象業種に加えようとするものである。併せて、物流業等の定義を明確にするため、その業種を道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業と定義するものであるとの説明。

問 郵便業の誘致となった経緯はどうか。

財産の処分について

霧島市土地開発公社から取得した土地、隼人町小田字六ノ坪1507番2外40筆の一部を、日本郵便株式会社と日本郵便輸送株式会社に売却しようとするもの。

売却価格は不動産鑑定士の鑑定により、用途ごとに1㎡あたり、宅地整備面が12000円、進入路が6000円、平面緑地が2000円、法面緑地が6000円である。それぞれの用途ごとの売却単価に面積を乗じた売却価格は、日本郵便株式会社4億7821万3138円、日本郵便輸送株式会社7159万6140円であるとの説明。

問 6月議会でも出された土地開発公社からの取得額と今回の処分額との差額はいくらか。また、法面は売却残地となったがその活用方法はどうか。

答 土地開発公社からの取得額は10億4883万4137円で、処分額との差は4億9902万4859円である。法面は残地森林で残す予定である。

問 日本郵便株式会社と日本郵便輸送株式会社との業務内容はどのようなものか。

答 日本郵便株式会社は鹿児島県エリアの郵便物やゆうパックの仕分け作業を行う。日本郵便輸送株式会社は、それらの県内運送業務を行う。

問 今後の両社のスケジュールはどうか

答 今年度中に立地協定調印を締結し、平成28年度中に工事着工、平成29年度に操業予定である。